

草津市工場立地法地域準則条例に規定する市の独自基準（案） 【概要資料】

■工場立地法について

工場立地法（昭和49年施行）では、環境の保全を図りつつ工場立地が適正に行われるよう一定規模（敷地面積：9,000㎡または建築面積：3,000㎡）以上の製造業等の工場を設置する事業者に対し、緑地および環境施設を敷地面積に対して一定基準（25%以上）以上確保（※）するよう義務付けています。法施行により、工場と周辺環境の調和に寄与しましたが、その一方で法の基準が地域の実情や地方分権の要請、公害防止技術の進歩等に十分対応していないとの指摘があったことから、平成23年の法改正により、各市町村が地域の実情に応じて独自の基準を条例で定めることが可能となりました。

（※）緑地 → 樹木が生育する土地や低木・芝等で地被が覆われている土地等
環境施設 → 屋外運動場や噴水、広場、太陽光発電施設等（詳細は裏面を御覧下さい。）

■草津市における条例制定の必要性

持続可能なまちづくりを進めるためには、地域経済の発展・雇用拡大・税収確保が喫緊の課題ですが、本市の市街化区域内においては住宅開発等による都市化が進行しており、工業系用途の未利用地が少なく、工場適地として新たに企業を誘致することができる土地がほとんど存在しない状況にあります。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、国内のサプライチェーンの脆弱化が顕在化したことを受け、国では生産機能の国内移転・集積に対する支援制度を設けるなど、生産拠点の国内回帰に向けて取り組んでいます。本市においても、市内企業の立地集積・設備投資の促進に向けた環境整備が一層重要となっていることから、市独自の基準を定めるものです。

○市の独自基準（敷地に占める環境施設および緑地の整備割合）

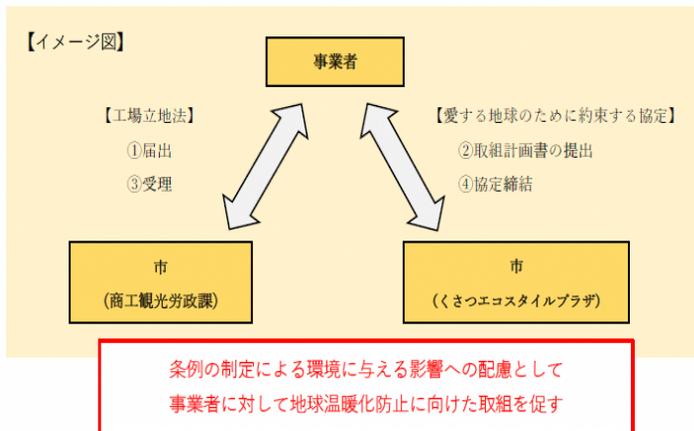
	工業専用地域	工業地域	準工業地域	市街化調整区域	その他の地域	重複緑地等の緑地への参入率
法の基準（現在）	25%以上 (20%以上)					25%
市独自の基準	10%以上 (5%以上)	15%以上 (10%以上)	25%以上 (20%以上)	50%		

※上段:環境施設面積率 / 下段:緑地面積率

■環境に与える影響への配慮

条例を制定し、市の独自基準を適用することにより、企業は、敷地内の緑地と環境施設を削減することが可能になりますが、「環境」と「経済」双方のバランスを取り、また配慮しながら、両立させて取り組む必要があります。

そのため、環境に与える影響への配慮として、別に要綱を制定し、工場立地法に基づく届出を提出した企業と「愛する地球のために約束する協定」（※）を締結し、地球温暖化防止に取り組む仕組みを構築します。



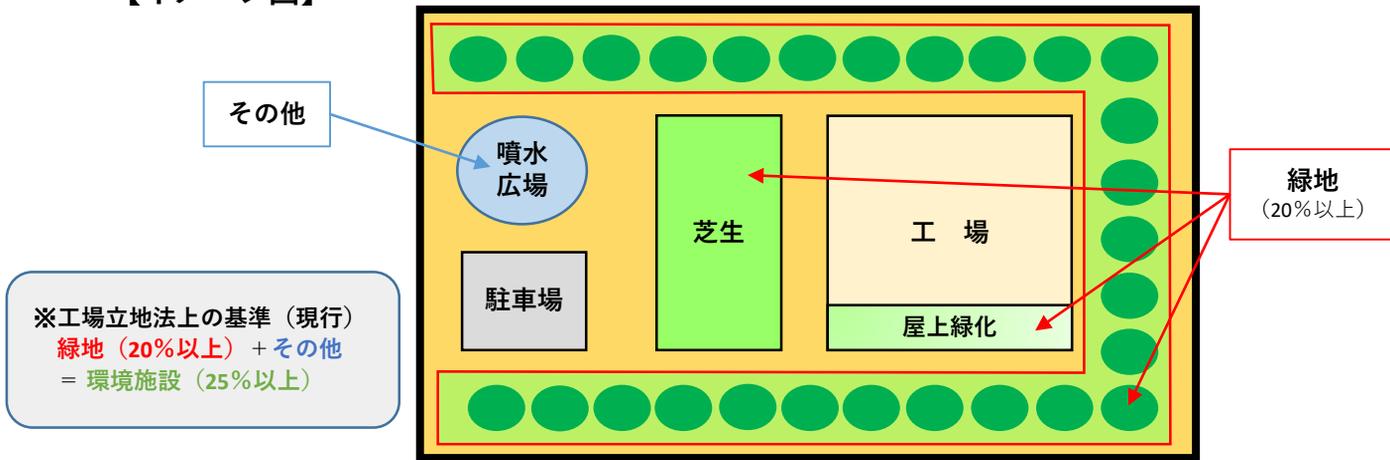
（※）愛する地球のために約束する協定について

草津市では、深刻な地球温暖化問題を防ぐために、市民、事業者、団体などの皆さんと協力して二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減することを目的に「愛する地球のために約束する草津市条例」に基づき、皆さんに自主的な取組を約束（市長と協定を締結）していただき、地球温暖化を防ぐ市民運動が盛り上がることを目指しています。

工場立地法における緑地と環境施設の考え方

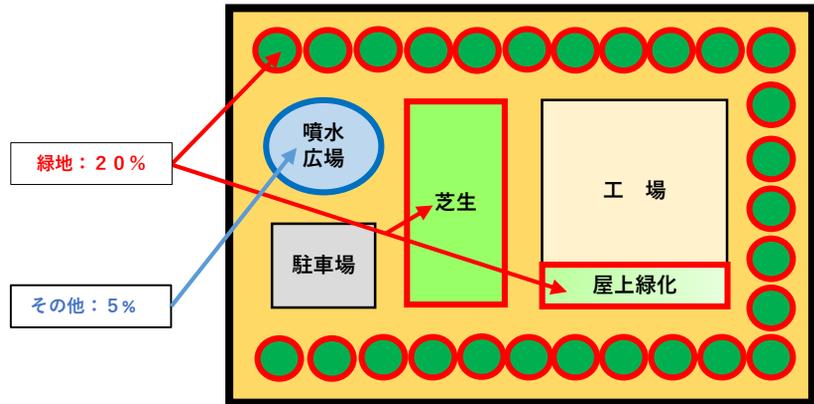
区分		内容	敷地面積に対する割合	
環境施設	緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が生育する土地等であって工場または事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの ・低木、芝、その他の地被植物（手入れがなされているものに限る）で表面が覆われている土地等 	20%以上	25%以上
	重複緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化施設、壁面緑化施設、駐車場緑化（緑化ブロック）、配管下の芝生等 	緑地面積×25%以内	
	その他 <small>（緑地以外の環境施設）</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・噴水、水流、池その他の修景施設 ・屋内運動施設、教養文化施設 ・太陽光発電施設（生産施設の用に供する場合を除く） ・その他これに類する施設と特に認められるもの 		<small>（ただし、敷地周辺に15%以上を配置）</small>

【イメージ図】



【緩和前（現在）】

現在の基準では、「**緑地**」を**20%**以上確保するとともに、「**その他**」と併せて「**環境施設**」として、**25%**以上確保する必要があるため、工場等の建築は残された敷地（**75%**以内）で行う必要がある。



【緩和後（工業専用地域の場合）】

地域の実情に応じた地域準則条例を整備することにより、「**緑地**」は**5%**まで、「**その他**」と併せて「**環境施設**」は**10%**まで緩和することができるため、残された敷地（**90%**以内）を有効活用することが可能となる。

